

協同組合の促進に関する勧告案

仮訳：ILO 東京支局

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーブに招集され、2002年6月 日に第90回総会として開催され、
協同組合にとってグローバル化による新しい様々な圧力、問題及び機会が生じていることを認識し、
1998年の第87回国際労働総会で採択された労働における基本的原則及び権利に関する宣言に留意し、
国際労働条約及び勧告、特に1948年の結社の自由及び団結権保護条約、1949年の団結権及び団体交渉権条約、1952年の社会保障(最低基準)条約、1958年の差別待遇(雇用及び職業)条約、1964年の雇用政策条約、1975年の農業従事者団体条約及び勧告、
1975年の人的資源開発条約及び勧告、1984年の雇用政策(補足規定)勧告、1998年の中小企業における雇用創出勧告、に具体化された権利及び原則に留意し、
「労働は商品ではない」というフィラデルフィア宣言に具体化された原則を想起し、すべての労働者へのディーセントワークの実現がILOの第一の目的であることを強調し、
本会期の第四議題である協同組合の促進に関する提案の採択を決定し、
その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、
次の勧告(引用に際しては、2002年の協同組合の促進勧告と称することができる。)を2002年6月 日に採択する。

． 範囲、定義及び目的

- 1． この勧告はすべての体様と形態の協同組合に適用される。
- 2． この勧告の目的に照らし、「協同組合」とは共同に所有される事業の設立を通じて経済的、社会的及び文化的なニーズと目標を達成するために、必要資金を公平に拠出し、リスクと利益を公平に分配し、かつ民主的な運営に積極的に参加する、任意に集まった人々の自治的協会をいう。
- 3． 以下の原則に基づいた協同組合のアイデンティティの促進及び強化を奨励すべきである。

- (a) 自助、自己責任、民主、平等、公正及び連帯といった協同組合の価値
 - (b) 国際的に認知された協同組合の原則、すなわち任意で開かれた組合員資格、民主的な組合員の管理、組合員の経済参加、自治・自立、教育訓練及び情報、協同組合間の協力並びに地域社会への関与等
4. 国の開発段階に関わらず、全ての国で協同組合の可能性を促進するために、組合員が以下のことをすることを支援する措置がとられるべきである。
- (a) 所得創出活動及び持続可能でディーセントな雇用を創出し、開発すること
 - (b) 教育訓練を通じた人的資源能力及び協同組合運動の価値に関する知識を向上させること
 - (c) 市場及び制度的資金調達へのアクセスを獲得すること
 - (d) 貯蓄及び投資の拡大
 - (e) あらゆる形態の差別を撤廃するニーズを踏まえての、社会的・経済的福祉の向上
5. 不利な立場にある集団の社会的包括を達成するためのそれら集団のニーズも含め、連帯を旨とする企業及び組織として、社会のニーズに協同組合が対応することができるような特別な措置の採用が奨励されるべきである。

. 政策的枠組み及び政府の役割

6. 政府は、協同組合の性質と機能に沿い、パラグラフ3に掲げられた協同組合の価値及び原則に基づく以下のような支援政策及び法律的枠組みを定め、実施するべきである。
- (a) 協同組合の登録ができるだけ迅速で、簡略化され、かつ効率的な方法で行われるような制度的枠組みの確立
 - (b) 協同組合の監督措置の採用を規定すること。この規定は、協同組合の性質と機能に適切な条件で、その自治を尊重し、他の形態の企業及び社会団体に適用されるものと比べて不利ではないものであること。
 - (c) 組合員のニーズに応じた協同組合組織を促進すること。
 - (d) 協同組合が重要な役割を担っている分野、又は協同組合によるサービスの供給がなければサービスの供給が行われない分野も含めた、協同組合開発の奨励
7. (1) パラグラフ3に定められた価値及び原則に導かれた協同組合の促進は、国内及び国際における経済・社会開発の目標の一つとされるべきである。
- (2) 協同組合は他の形態の企業及び社会団体に適用されるものと比べて不利とはならない条件で取り扱われるべきである。適切な場合には、雇用促進又は不利な立場にある集団や地域に恩恵をもたらす活動の開発といった具体的な社会・公共政策の成果と合致する協同組合活動のための支援措置が導入されるべきである。可能ならばこれらの措置はとりわけ税制上の優遇措置、貸付、助成金、公共事業プログラムへのアクセス及び物資への特別調達に関する規定を含む。
- (3) あらゆるレベルにおいて協同組合活動における女性の参加の拡大に関し特別な配慮が

なされるべきである。

8. (1) 特に以下のことについて国内政策が立てられるべきである。
- (a) いかなる区別もなく、あらゆる協同組合労働者のために、ILOの中核的労働基準及び「労働における基本的原則及び権利の宣言」を促進すること。また、労働法令に従わないか又は従わないようにするために協同組合を設立したり、又は、協同組合が雇用関係の隠れ蓑に使われないようにすること
 - (b) 協同組合及びその活動におけるジェンダー平等の推進
 - (c) 組合員、組合で働く労働者及び管理者の技術的・職業的技能、起業・経営能力、事業の発展性に関する知識、及び一般的な経済的・社会的政策技量の開発、並びに情報通信技術へのアクセスの向上
 - (d) 国内教育訓練制度のすべての適切なレベル、及びより広範な社会における、協同組合の原則及び実践についての教育訓練の促進
 - (e) 職場における安全衛生、及び、協同組合が生産する製品・サービスの質の向上及び協同組合の生産性を向上するための訓練その他の形態の支援措置の採用の促進
 - (f) 協同組合に対する信用貸付へのアクセスの促進
 - (g) 協同組合の市場へのアクセスの促進
 - (h) 協同組合に関する情報の普及促進
 - (i) 開発政策の策定及び実施のための協同組合に関する国内統計の向上を試みること
- (2) これらの政策によって以下のことがなされるべきである。
- (a) 適切な場合には、協同組合政策・規則の立案・実施を、地域・地方レベルに分権すること
 - (b) 登録、会計・社会監査及び免許取得といった分野における協同組合の法的義務を確定すること
 - (c) 協同組合内部でのコーポレートガバナンスに係る好事例を促進すること
9. 政府は、最低限の生活維持の活動(時に「インフォーマルセクター」と称される)が、法的に保護された仕事として経済活動の本流へと統合されてゆくために協同組合が果たす重要な役割を促進すべきである。

．協同組合促進政策の実施

10. (1) パラグラフ3に述べられた協同組合の価値及び原則に沿った協同組合に関する特別法が採択され、時宜に応じて改正されるべきである。
- (2) 協同組合団体、及び関係労使団体は協同組合関連法令の策定及び改正に関し協議を受けるべきである。

- 1 1 . (1) 事業遂行能力、雇用・所得創出能力を強化するため、支援サービスへの協同組合のアクセスが確保されるべきである。
 - (2) 可能であれば、このサービスには以下のものが含まれるべきである。
 - (a) 人的資源能力開発プログラム
 - (b) 調査及び経営管理コンサルティングサービス
 - (c) 資金調達及び投資へのアクセス
 - (d) 会計及び監査サービス
 - (e) 経営に関する情報サービス
 - (f) 情報及び広報サービス
 - (g) 技術と技術革新に関するコンサルティングサービス
 - (h) 法律及び税制サービス
 - (i) その他特定の経済部門における協同組合運営を支援するサービス
 - (3) 政府はこれらの支援サービスの確立を促進すべきである。これらのサービスを行うための組織作りや事業運営に協同組合及び協同組合団体の参加が奨励されるべきであり、可能・適切な場合には協同組合及び協同組合団体によるこれらの事業への資金提供が奨励されるべきである。
- 1 2 . 協同組合の投資金融及び信用貸付へのアクセスを促進するため措置がとられるべきであり、これらの特定措置は以下のことに対応すべきである。
 - (a) 協同組合が貸付、その他の金融手段を利用できるようにすること
 - (b) 行政手続きを簡素化すること、協同組合資産の小規模性を改善すること、及び貸付取引に伴う費用を軽減すること
 - (c) 貯蓄、信用貸付、銀行業務及び保険業務を行う協同組合も含め協同組合の自治運営の資金調達システムを促進すること
 - (d) 不利な立場にあるグループを対象とした特別規定を盛り込むこと
- 1 3 . 協同組合活動の促進のため、経験の交換及びリスク・利益の共有の促進を図るために、すべての形態の協同組合間における技術的、商業的及び財政的連携を助ける諸条件を奨励すべきである。

．労使団体及び協同組合団体の役割並びに団体間の関係

- 1 4 . 使用者団体は、適切な場合、団体員の資格を当該団体への加入を希望する協同組合にも認めることを検討し、他の団体員と同じ条件で適切な支援サービスを提供すべきである。
- 1 5 . 労働者団体は以下のことを行うことが奨励される。
 - (a) 協同組合労働者が労働者団体に加入するよう助言を行い、支援すること

- (b) 労働者団体のメンバーが基本的な財及びサービスへのアクセスを促進するために、協同組合を設立することを援助すること
- (c) 協同組合に影響を及ぼす経済・社会問題について検討するための、全国的・地域的なレベルでの委員会及び作業部会に参加すること
- (d) 企業閉鎖が提示された場合等における、雇用の創出及び維持を目的とした新たな協同組合設立に参加すること
- (e) 生産性の向上及び機会均等の促進を目的とした協同組合のためのプログラムに参加すること
- (f) その他、教育訓練を含む協同組合の促進活動を実施すること

1 6 . 協同組合団体とりわけ連合・連盟は以下のことを行うことが奨励される。

- (a) 協同組合の発展にとって好ましい状況を創出するための、労使団体及び関係する政府・非政府機関との活発な関係の確立
- (b) 独自の技術支援サービスの運営と、その資金調達への貢献
- (c) 団体に加入している協同組合に対する商業及び金融サービスの提供
- (d) 職員の人的資源能力開発への投資
- (e) 国際的レベルでの、国内の協同組合運動の代表
- (f) 協同組合の促進に向けたその他の活動の実施

. 国際協力

1 7 . 以下により国際協力が促進されるべきである。

- (a) 協同組合員の雇用及び所得の創出にとって効果的な政策やプログラムに関する情報交換
- (b) 以下の事柄を可能にするための、協同組合の発展に関与する国内及び国際組織・機関の間における連携の奨励・促進
 - (i) 職員、知見、並びに教育訓練に関する教材、方法及び参考資料の交換
 - (ii) 協同組合とその発展に関する調査資料及びその他のデータの収集・活用
 - (iii) 協同組合間の連帯及び国際的パートナーシップの確立
 - (iv) 協同組合の価値及び原則の促進・擁護
- (c) 市場の情報、法令、訓練方法及び技術、科学技術及び製品規格に関する国内・国際的データへの協同組合のアクセス
- (d) 協同組合及び関係労使団体と協議をし、かつ可能である場合において、協同組合に関する共通の地域ガイドライン及び法令の開発